

東日本大震災と第一東京弁護士会の取組

平成23年度第一東京弁護士会 東日本大震災担当副会長
佐藤順哉

1. 震災直後の体制の整備

東京三会は東日本大震災復旧・復興本部（以下、復旧・復興本部）を立上げ、4月7日と8日に開催した第一回目の震災法律問題研修会には、併せて1400名を超える東京三会の会員が結集した。第一東京弁護士会（以下、「当会」という。）は、他会と同様、この研修会の参加者を基に相談員名簿を作成し、復旧・復興本部の行う被災者の法律相談への人員の手配を開始した。

当会の体制の整備については、東日本大震災対策本部設置規則（施行4月14日）、東日本大震災対策本部特別会計規則（施行4月26日）を制定し、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故等の災害の被災者や避難者が直面している法的需要に応え、円滑な災害復興活動の遂行及び支援をし、もって被災者や避難者の人権その他の法的権利を擁護する活動に着手した。

当会の東日本大震災対策本部は、木津川迪治当会会长を本部長、横溝高至弁護士を本部長代行とし、各派幹事長を副本部長として、会全体として挙党態勢を組んだものである。

資金的には、定時総会において予算化の承認を得たうえ、公益活動負担特別会計から6,000万円を東日本大震災対策本部特別会計に繰り入れ、岩手、仙台、福島県の各弁護士会に対し、各会が行う災害対策法律業務の支援等の目的で、各500万円の寄付をし、同様に関東弁護士連合会にも300万円の寄付を行った。

2. 義捐金の募集

会員に対し、義捐金の募集を呼び掛け、平成24年3月末日現在で、総額20,184,287円の義捐金を集めた。

一部を日本赤十字社に、一部を日本弁護士連合会に寄付した。

3. 震災法律相談Q&Aと「復興のための暮らしの手引き～ここから /KOKO-KARA～」

当会独自の活動として、震災法律相談Q&Aを作成した。

このQ&Aは、第1章損害賠償、契約等、第2章不動産（借地借家を含む）、第3章身分法（総則の失踪宣告を含む）、第4章ローン・預金・自己破産、第5章商事・倒産、第6章労働、第7章保険、第8章行政、第9章税金・社会保険、第10章原発、第11章外国人からなり、全部で339問のQ&Aが集約され、二重ローン問題に関する個人債務者の私的整理ガイドラインや、原発事故に関する原子力損害賠償紛争解決センターへの申立、仮払金、自主的避難者の問題、風評被害に関する問題をカバーするなどして、被災者の方々の法律相談等を担当する弁護士の参考に供した。

被災者の方々への情報提供を目的として「復興のための暮らしの手引き～ここから /KOKO-KARA～」を作成し、夏版・冬版で3万5000部を発行した。

これは、復旧・復興に向けて歩んでおられる被災者の方々への情報提供を目的とした冊子で、「住む・暮らす」（持ち家・借家・土地・暮らし）、「家族」（身元の確認など・死亡相続など・介護・各種相談窓口）、「子ども」（入学転校・不安悩み相談・学費など・未成年後見・全国里親会）、「働く」（自営業者の方・お勤めの方）、義捐金・支援金（公的な支援金弔慰金・公的な義捐金・その他の支援金義捐金等）、税金等（税金一般・国税全般・個人の税金・事業主の方の税金・個人の方事業主の方の共通・公共料金等・年金等）、「ローン・借金」（住宅ローン・震災前の債務の処理・新たな借入れ個人の方・新たな借入れ事業主の方）、「生活保護」（利用できる方・何がもらえるか・義捐金との関係）、「公的証明」（人に関するもの・不動産に関するもの・その他の証明・

自動車船に関するもの)、「外国人の方」(避難先での外国人登録手続き・査証申請に関する特別措置・出国事実の照会・各種支援)、「法律相談」(法律相談)、「原発事故関連」(東電に対する損害賠償請求・放射線に関する健康相談・放射性物質の除去染・特定地域中小企業特別資金・避難者に対する行政サービス・被災者への被災証明書の発行)といった極めて広範な問題をカバーするものとなっている。

共に非常に役に立っているとの評価を多数頂戴し、当会ホームページで入手可能である(<http://www.ichiben.or.jp/>)。



4. 原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センターに対しては、当会から、52名の仲介委員、8名のパネル調査官を出している(2012年4月現在)。今後も、予想される人員増に対して適切な協力体制を取る予定である。

5. 被災地や都内の避難所での無料法律相談と原子力損害賠償支援機構による仮設住宅等での原発被災者法律相談への協力等

復旧・復興本部の活動のまさに中心となってきたのが、被災地や都内の避難所での法律相談と電話相談、原子力損害賠償支援機構による仮設住宅等での原発被災者法律相談であった。当会もこの活動の一翼を担い、2012年3月末で、延べ700名を超える会員が、かかる活動に協力した。

また、二重ローン問題に関する個人債務者の私的整理ガイドラインの専門相談員の確保も行った。

原発被災者については、法律相談から法的手段の選択の段階に入っており、これからが本格的な被災者救済のステージであり、その目的ため、南相馬市ひまわり公設事務所や元二弁会員が開設した南相馬市の法律事務所の東京三会会員による活用が期待されるところである。当会も引き続き復旧・復興本部の活動を分担してゆくものである。